

〈根菜類〉

1 だいこん

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- だいこんは羊蹄山麓、道南や道北の丘陵、道東の沖積地などで栽培され、作型は春まき（ハウス、トンネル、マルチ、べたがけ）、初夏まき、夏まき、晩夏まきなどである。品種は「喜太一」「夏つかさ」「健志総太り」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は土壌や作型により異なるが、マルチ使用を前提とした場合基肥 5 kgN/10a程度とし、露地栽培では 2 kgN/10a増とする。
施肥窒素の適正化のために土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
数年に一度深耕して、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策では、連作すると萎黄病やセンチュウ類など土壌病害虫の被害が多くなるので、連作障害回避のために輪作を行うとともに、コナガなどに対して生物農薬の利用やフェロモントラップの利用による発生予察、センチュウ対策としてえん麦野生種やマリナーゴルドなどの対抗植物を導入する。
光反射性マルチなどの被覆はアブラムシ類やモザイク病などに対して有効である。このほか、マルチ被覆は保温による生育促進や雑草防除にも有効である。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地）、 たい肥 4 t/10a（ハウス）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 輪作の推進、緑肥作物の導入、有効土層の確保、碎土性向上。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病害虫防除所および農業試験場が提供する病害虫発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

2 にんじん

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- にんじんは富良野盆地の丘陵、函館周辺の沖積地、十勝の段丘地などで栽培され、作型は春まきトンネル、春まき（べたがけ）、晩春まき、初夏まきなどである。品種は「向陽二号」「千浜五寸」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は基肥12kgN/10aである。（加工にんじんでは追肥6kgN/10a。）施肥の適正化のために土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。数年に一度深耕し、十分な根域を確保する。また、前作物として小麦、ばれいしょなどを組み入れた4年以上の輪作を行う。
- 病虫害対策では、連作により、黒葉枯病、しみ腐病、乾腐病、センチュウ類などの土壌病虫害の被害が多くなる。
連作障害回避のために輪作を行うとともに、センチュウ類対策としてえん麦野生種やマリーゴールドなどの対抗植物の導入を図る。
雑草対策として、マルチ被覆を行うとともに、畦間は機械および手取り除草を行い、除草剤使用の削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 輪作の推進、緑肥作物の導入、有効土層の確保、砕土性向上。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

3 ごぼう

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ごぼうは主に十勝・網走管内の沖積地、丘陵地で栽培されており、作型は春まき（マルチ・べたがけ）、晩春まきおよび初夏まきである。品種は「柳川理想」「柳川中生」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は10kgN/10aである。分肥は播種後60～70日目に5～8kgN/10aを施用する。
施肥の適正化のために土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
未熟なたい肥および有機物は岐根の原因となるので必ず完熟たい肥を施用する。
- 病虫害対策では、連作障害（土壌伝染性病害やセンチュウ類）が発生しやすいので、完熟たい肥の施用と適正な輪作を行う。
また、センチュウ対策として、えん麦野生種やマリーゴールドなどの対抗植物を導入する。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、生育初期であれば機械および手取り除草を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

4 かぶ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- かぶは道南の丘陵地、道央の沖積地で栽培され、作型は春まきトンネル（トンネル・マルチ）や露地（春まき、春夏まき）などである。品種は「はぐれい」「玉里」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は12kgN/10aである。
施肥の適正化のために土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬、光反射性マルチ、不織布、防虫ネットの利用などの対策を講ずる。
このほか、マルチ被覆は保温による生育促進や雑草防除に有効である。
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	2 t/10a以上（露地、トンネル、マルチ）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、前年、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

5 ながいも

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ながいもは主に十勝および網走管内で栽培され、作型として露地およびマルチ栽培がある。品種は「十勝選抜系」「夕張選抜系」である。
- 標準的な窒素施肥量は15kgN/10a程度である。
窒素の吸収が旺盛になる時期が遅いので、流亡を回避するために、分施または播種後の表面施肥を行うことを推奨する。
施肥の適正化のために土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
未熟なたい肥および有機物は岐根の原因となるので、必ず完熟たい肥を施用する。
- 病害虫対策では、奇形症（褐色腐敗病）や根腐病などの土壌伝染性病害やセンチュウ類が発生しやすいので、健全種いもの利用と適正輪作を行う。
センチュウ対策として、えん麦野生種やマリーゴールドなど対抗植物を導入する。
えそモザイク病対策として、シルバーマルチやシルバーテープなどのアブラムシ忌避資材を利用する。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、マルチ被覆や機械および手取り除草を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

6 ラディッシュ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ラディッシュは旭川市での栽培が大半で、札幌市、釧路市でも栽培されている。作型はハウスが多いが、露地でも栽培されている。品種は色や形状の異なるものが多数あるが、道内では「サクサノバ」「チェルシー」「カラフルファイブ」の栽培が多い。
- 標準的な窒素施肥量は10kgN/10a程度である。
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき2回目の作付けの施肥の適正化や土壌の改良に努める。
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類非集積型肥料への転換を図る。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用を進めるとともに、近紫外線カットフィルムや防虫ネットの利用など、侵入害虫対策も合わせて行う。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策として、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t /10 a 施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

7 ヤーコン

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ヤーコンは置戸町をはじめせたな町（旧北檜山町）、留寿都村、池田町などで栽培されており、近年全道各地で栽培が増加傾向にあり、作型は露地栽培である。品種は在来種（ペルーA群）が大半であるが今後、「サラダオトメ」「アンデスの雪」「サラダオカメ」などが増加すると思われる。
- 標準的な窒素施肥量は12kgN/10a程度である。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸及び塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬、光反射性マルチの利用を進める。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8-1 さつまいも（ハウス）

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さつまいもは、主に道央、道南で栽培され、作型はハウスの移植栽培が主体である。品種は「ベニアズマ」「べにはるか」「鳴門金時」などである。
- 標準的な窒素施肥量は4kgN/10a程度である。
「つるぼけ」しないよう、有機質主体で施用する。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸及び塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、ウイルス病の防除対策としてウイルスフリー苗の利用や媒介昆虫のアブラムシ対策として光反射材の利用、生物農薬の利用、センチウ対策としてえん麦野生種などの対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。
また、マルチ保温による生育の促進を図ることも有効である。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t /10a（ハウス）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8-2 さつまいも [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さつまいもは、主に道央、道南で栽培され、作型は露地の移植栽培が主体である。品種は「ベニアズマ」「べにはるか」「鳴門金時」などである。
- 標準的な窒素施肥量は露地栽培は3～6kgN/10aである。「つるぼけ」しないよう、有機質主体で施用する。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸及び塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、ウイルス病の防除対策としてウイルスフリー苗の利用や媒介昆虫のアブラムシ対策として光反射材の利用、生物農薬の利用、センチウ対策としてえん麦野生種などの対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。また、マルチ保温による生育の促進を図ることも有効である。雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t / 10 a 以上（露地）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

9-1 さといも [ハウス]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さといもは、主に道央、道南で栽培され、作型はハウスの移植栽培が主体である。品種は「石川早生」「土垂」などである。
- 標準的な窒素施肥量は12kgN/10a程度である。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合がありますので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策では、適正な輪作を行うとともに、アブラムシ対策として光反射材の利用、生物農薬の利用、センチュウ対策としてえん麦野生種などの対抗植物の導入などにより病害虫の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。また、マルチ保温による生育の促進を図ることも有効である。雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t /10a。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

9-2 さといも [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さといもは、主に道央、道南で栽培され、作型は露地の移植栽培が主体である。品種は「石川早生」「土垂」などである。
- 標準的な窒素施肥量は露地栽培は15kgN/10a程度である。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸及び塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、アブラムシ対策として光反射材の利用、生物農薬の利用、センチュウ対策としてえん麦野生種などの対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。
また、マルチ保温による生育の促進を図ることも有効である。
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t / 10 a 以上（露地）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

10 わさびだいこん（西洋わさび）

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 西洋わさびは、全道的に栽培され、作型は露地の移植栽培が主体である。品種は「白宝」などである。ホースラディッシュともいう。
- 窒素施肥量の目安は12kgN/10a程度である。
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸及び塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策では、適正な輪作を行うとともに、コナガ対策として生物農薬の利用やフェロモントラップの利用による発生予察などを行い病害虫の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。
雑草対策では、機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。